

認知症対応型共同生活介護運営規程

介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

合同会社 和楽

令和6年4月1日版

「グループホーム あげぼの」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は合同会社 和楽が設置運営するグループホーム あげぼの（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するための人員及び管理運営について必要な事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援2以上の状態）でかつ認知症の状態にある者（以下「利用者」という）に対し、家庭的な環境の下で、食事、排せつ、入浴等の介護そのほか日常生活上の援助及び機能訓練等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援し適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等日常生活の援助及び心身の機能訓練を行うことにより、安心して尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように努める。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

3 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

4 事業の実施にあたっては、利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

5 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス、地域住民との綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

6 前各号のほか、「愛南町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「愛南町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームあけぼの
- (2) 所在地 愛媛県南宇和郡愛南町増田 5362

(従業者の員数及び勤務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、業務管理及び職員等の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名 (管理者と兼務1名、介護職員と兼務1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という。)を作成することとともに、連帯する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 12名以上 (うち計画作成担当者との兼務1名)

介護職員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。なお、夜間及び深夜の時間帯 (22時から翌朝7時まで) において、夜勤体制とし、常時1名以上配置する。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名とする。(9名×2ユニット)

(介護サービスの内容)

第6条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス(以下「介護サービス」という。)の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事、排せつ、入浴、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の援助
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助等

(身体拘束)

第7条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない

理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第21条第2項の運営推進会議に報告する。

(内容及び手続の説明と同意)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制その他当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(入院期間中の取り扱い)

第9条 利用者が医療機関に入院する必要があるときは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入院期間が2か月以内の場合

本人及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。

(2) 入院期間が2か月以上の場合

本人及びその家族等と協議し、退去の手続きをとる。

(介護計画の作成)

第10条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、介護計画の作成後は、他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の評価と変更を行う。

(利用料等)

第11条 事業所が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、市町村が発行する介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 家賃 26,000円(月額)

月途中の入退去は日割りとし、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 食費(おやつを含む) 1,200円(日額)

内訳（朝食300円、昼食400円、おやつ100円、夕食400円）

(3) 光熱費 10,500円（月額）

月途中の入退去及び外泊、入院時は日割りとし、1円未満の端数は切り捨てる。

(4) 共益費 6,500円（月額）

月途中の入退去及び外泊、入院時は日割りとし、1円未満の端数は切り捨てる。

(5) 理美容代及びおむつ代、又は生活必需品 実費

(6) そのほか、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限り、実費を徴収する。

3 前各項の利用料の支払いを受けたときは利用料とそのほかの費用について記載した領収書を交付する。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第12条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者又は要支援者2であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除く。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

(2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(4) 入院加療を要する場合

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

5 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

6 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

7 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(退去の条件)

第13条 利用者が次のいずれかに該当する場合は退去とする。

- (1) 利用者又はその家族等から退去の申し出があった場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 要介護認定により、自立又は要支援1と認定された場合
- (4) 他傷行為、自傷行為等が継続的にみられ、共同生活が困難となった場合
- (5) 病状の悪化が著しく、在宅医療で対応困難となった場合

(協力医療機関)

第14条 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関等を定めるとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援体制を整える等のサービス提供体制を確保する。

(利用者の権利)

第15条 利用者は以下の権利を有する。

- (1) 利用者は、サービスの提供においてプライバシーを保ち、尊厳を維持する。
- (2) 利用者は、必要に応じて適切な介護を継続的に受けることができ、また、適切な医療を受けることについて援助を受けることができる。
- (3) 利用者は、地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行うことができる。
- (4) 利用者は、暴力や虐待を受けない。
- (5) 利用者は、身体的拘束等を受けない。(ただし、利用者様ご本人又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (6) 利用者は、生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けない。

(秘密保守)

第16条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保守を厳守する。

2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第17条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速や

かに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

(緊急時における対応策)

第19条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第20条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画)を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
- 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(苦情処理)

第21条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及びその家族か

らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第22条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の承諾を得るものとする。

（情報の公表）

第23条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。）第三の五の4の（4）に基づき、事業所内での掲示、ホームページにおいて公表する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別する情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（虐待防止に関する事項）

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置
- （4）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催その結果について従業員に周知徹底

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（記録の整備、保管）

第25条 事業所は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（1）認知症対応型共同生活介護計画

（2）愛南町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び愛南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第117条第2項及び第77条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録。

（3）条例第119条第6項及び第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

（4）条例第130条において準用する第30条及び条例第87条において準用する第25条に規定する町への通知に係る記録。

（5）条例第130条において準用する第40条第2項及び条例87条において準用する第37条2項に規定する苦情の内容等の記録。

（6）条例第130条において準用する第42条第2項及び条例87条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録。

（7）条例第130条において準用する第107条第2項及び条例87条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

（地域との連携等）

第26条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

- 2 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
- 3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
- 6 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 7 利用者の現員等から利用申込みに応じられない場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 和楽代表と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付 則 この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。

改定 令和4年 5月 1日から施行する

改定 令和5年 9月 1日から施行する

改定 令和6年 4月 1日から施行する